

佐賀県告示第136号

建築士法（昭和25年法律第202号）第15条の6第1項に規定する佐賀県指定試験機関を次のとおり指定し、平成25年4月1日から施行する。
なお、建築士法第15条の17第1項の規定による佐賀県指定試験機関の指定（昭和60年佐賀県告示第729号）は、平成25年3月31日限り廃止する。

平成25年3月26日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 佐賀県指定試験機関の名称及び住所
公益財団法人建築技術教育普及センター 東京都中央区京橋二丁目14番1号
- 2 二級建築士等試験事務を行おうとする事務所の所在地
東京都中央区京橋二丁目14番1号
福岡市博多区博多駅東二丁目9番1号
- 3 二級建築士等試験事務を開始しようとする年月日
平成25年4月1日